



※ 経過措置

分権一括法による土地改良法の一部改正規定の施行日前に応急工事計画の決定を行っていたものについては、なお従前の例によることとする。

2 分権一括法による土地改良法の一部改正に伴う土地改良法施行規則の一部を改正する省令（昭和24年農林省令第75号）について（令和4年5月31日公布・施行）

分権一括法により、市町村が行う急施の災害復旧事業等について、市町村議会の議決を不要とすることに伴い、受益者から経費を賦課徴収する際には、受益者の3分の2以上の同意を徴集することとしているところ、その同意を得る場合には、都道府県の場合と同様に、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）による同意を得なければならないことを規定（省令第76条の15及び第76条の17）

3 その他（運用にあたっての留意事項）

上記1②及び③における同意の徴集は、応急工事計画の決定後も可とする。

（参考）地方分権改革に関する閣議決定及び法律改正等

（URL: <https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第12次地方分権一括法）が成立